

令和7年度
小野市地域密着型サービス
事業予定者公募要領
【第9期小野市介護保険事業計画】

令和7年3月
小 野 市
(市民福祉部高齢介護課)

◆ 問い合わせ先 ◆

〒675-1380 小野市中島町531番地
小野市役所 市民福祉部高齢介護課介護保険係
【TEL】0794-63-1509
【FAX】0794-64-2735

※この公募要領は市のホームページ（高齢介護課のページ）でもご覧いただけます。

1 公募の趣旨

本市では、介護を必要とする場合になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスの整備に取り組んでいます。

第9期小野市介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）においては、在宅での生活継続を支援するサービスを提供するため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を指すこととしています。

小野市では、新規に整備を行う事業に関しては、介護サービスの質を確保するため、一部のサービスを除き、一般公募により事業予定者を選考いたします。

2 施設整備計画の位置づけ

公募を行う介護サービス施設の整備計画は、令和6年3月に決定した「第9期小野市介護保険事業計画」に位置づけられたものです。

3 公募を行う地域密着型サービス事業の内容（公募対象事業）

公募対象サービスの種類	小規模多機能型居宅介護
整備数（事業者数）	1事業所
整備年度	令和8年度末まで
整備対象地域	小野市内（整備圏域は指定しません。市内全域での整備が可能。）

※市内全域での整備可能で、整備圏域を指定しません

《参考》 市内における地域密着型サービス事業所の立地状況（令和7年1月1日現在）

サービス種別	日常生活圏域			
	小野圏域	河合圏域	小野南圏域	旭丘圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設	1施設	—	—
小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）	1施設 （登録定員29名）	—	1施設 （登録定員29名）	2施設 （登録定員58名）
看護小規模多機能型居宅介護	1施設 （登録定員29名）	—	—	—
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	1施設 （定員9名）	—	3施設 （定員45名）	1施設 （定員9名）
認知症対応型通所介護（介護予防含む）	—	—	1施設 （定員12名/日）	1施設 （定員12名/日）
地域密着型介護老人福祉施設	—	—	—	1施設 （定員29名） ※ユニット型個室
地域密着型通所介護	1施設 （定員10名× 2単位/日）	—	—	—

4 公募事業に関する整備基準について

公募事業に係る介護報酬、指定基準（人員・設備・運営）等の整備基準は、次の基準等に従ってください。

(1) 指定基準関連

- ア 小野市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年4月1日小野市条例第4号）
- イ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
- ウ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）
- エ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

(2) 介護報酬関連

- ア 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- イ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
- ウ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）

(3) 施設設置に関連する各種法令

- ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）
- キ その他関係法令

5 施設整備等への公的補助について（市からの補助）

公的補助として、国から地域密着型サービス施設等の整備への補助金が予定されていますが、補助金等の活用を予定している法人は、建築等整備に着手できる時期が補助金の内示後になりますのでご注意ください。なお、補助金交付要綱の規定に適合するものに限り補助が可能であるため、現時点では補助金の交付は確定できません。

したがって、応募にあたっては、公的補助金を財源に見込まずに計画を作成してください。

6 整備年度

令和8年度内（令和9年3月31日まで）に介護保険法に基づく指定を受け、開設することを原則とします。

7 応募の要件

次のすべての要件をみたすことを応募の要件とします。

(1) 応募事業者

- ア 応募主体は法人であること。
- イ 会社更生法又は民事再生法による手続きをしている法人でないこと。
- ウ 応募事業者及びその代表者が、次の欠格事項に該当しないこと。
 - (ア) 介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当する者
 - (イ) 介護保険法第115条の12第2項各号の規定に該当する者
 - (ウ) 破産者で復権を得ない者
 - (エ) 国税及び地方税を滞納している者
- エ 兵庫県内において、介護保険法に規定する介護保険事業（福祉用具貸与、福祉用具販売、居宅療養管理指導を除く）の運営実績が概ね2年以上あること。
- オ 応募者自らが開設し、本市の指定を受けるものであること。
- カ 計画の内容が、厚生労働大臣が定めた指定基準（前記4の(1)を参照）に適した内容であること。
- キ 小野市高齢者福祉計画・第9期小野市介護保険事業計画に賛同し、同計画の推進に協力できる者
- ク 高齢者福祉について熱意と高い見識を有し、かつ、施設の建設及び運営に関し強い熱意と十分な資力を有する者
- ケ 応募事業者の役員には、介護保険制度を熟知し、上記エに掲げる介護保険事業の運営及び経験を有する者が含まれていること。
- コ 応募事業者及びその関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に関係がある者でないこと。

(2) 事業計画について

- ア 介護保険法、関連する省令、条例等に定められた基準を満たしていること。
- イ 都市計画法、建築基準法、消防法、農振法、農地法等の関連法令の基準を満たし、かつ、手続きを遵守する事業計画であること。（土地開発の制限に係る関連法令において許認可等が必要とされる場合、その許認可等を得る見込みがあること。）

なお、各種法令に関して開発の制限を受ける場合は、必ず所管する行政機関等と事前に協議を行い必要な措置をとっておくこと。
- ウ 用地又は建物を取得する場合は、既に取得しているか、あるいは、確実に取得できること。
- エ 用地又は建物を借り上げる場合は、賃貸借契約の有効期間がサービスの事業継続に支障のない期間（30年以上）であり、その契約が確実に見込まれること。また、賃料は無償又は低廉であり、応募事業者が長期的に安定して支払うことが可能であること。
- オ 抵当権など用地に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であること。
- カ 用地内に法定外公共財産（里道、水路）がある場合は、払い下げが可能であること。
- キ 事業用地の選定にあたっては、自然災害の危険性の高い区域（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所、山腹崩壊危険箇所）を事業用地に選ばないこと。（土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域での施設整備は原則認めない。）また、洪水ハザードマップにて、浸水被害を受けにくい用地を選定すること。
- ク 公共性を意識し、豪華、華美な建設仕様等により施設入所者等に対する過重な負担にならないよう配慮するとともに、周辺環境の景観と調和した施設になるよう配慮すること。
- ケ 周辺住民に配慮した建設設計とし、本市及び関係機関から指示があった場合には、適切

- な措置を迅速に行うこと。
- コ 施設の建設や、排水等について、建設予定地の地元自治会、水利権者及び地権者等の同意を得られることが確実であること。
 - サ 上・下水道、十分な幅員がある進入路等が整備済又は整備の見込みが確実であること。
 - シ 安全で明るく清潔で、市民に親しみやすく、地域に開かれた施設になるよう配慮すること。
 - ス 理事会等において施設整備についての協議を行い賛同を得ていること。
 - セ 上記に掲げるもののほか、必要に応じ市と協議すること。

8 公募要領に関する質疑及び回答

(1) 質問受付期間

公募要領の公表から令和7年5月9日（金）（各日9時から17時まで）

(2) 質問方法

別紙「小野市地域密着型サービス事業予定者公募要領に関する質問書」により、FAX又は電子メールで高齢介護課へ提出してください。

※FAX又は電子メールでの送信後、確認の電話（土・日曜日の発信は月曜日）連絡をお願いします。◎ 電話番号：直通 0794-63-1509

※来庁や電話での質問は、受付できません。

(3) 回答方法

受け付けた質問については、適宜回答します。また、他の応募者にも周知すべき内容は受付期間終了後、小野市ホームページにも掲載する予定です。

※質問の内容によっては、回答できない場合がありますので予めご了承ください。

※他の申込者の計画の内容に関しての問い合わせについては一切応じません。

9 応募の手続き

(1) 受付期間

令和7年5月13日（火）から令和7年10月31日（金）まで

受付時間は、9時から17時までとします。

なお、書類提出の際は、事前に電話連絡をしてください。

(2) 受付場所

〒675-1380 小野市中島町531番地

小野市 市民福祉部 高齢介護課 介護保険係

TEL：0794-63-1509

FAX：0794-64-2735

E-mail：kaigo@city.ono.hyogo.jp

(3) 提出に必要な書類

「令和7年度小野市地域密着型サービス事業予定者応募提出書類一覧表」に記載の書類及び関係資料を添えて、持参のうえ申し込んでください。

(4) 応募書類の様式について

応募書類のうち、市の指定様式については、ワード様式、エクセル様式での提供が可能です。希望される場合は、「問い合わせ先」へ電子メールで依頼してください。

(5) 応募書類の提出部数

提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とします。

(6) 応募書類の提出方法等

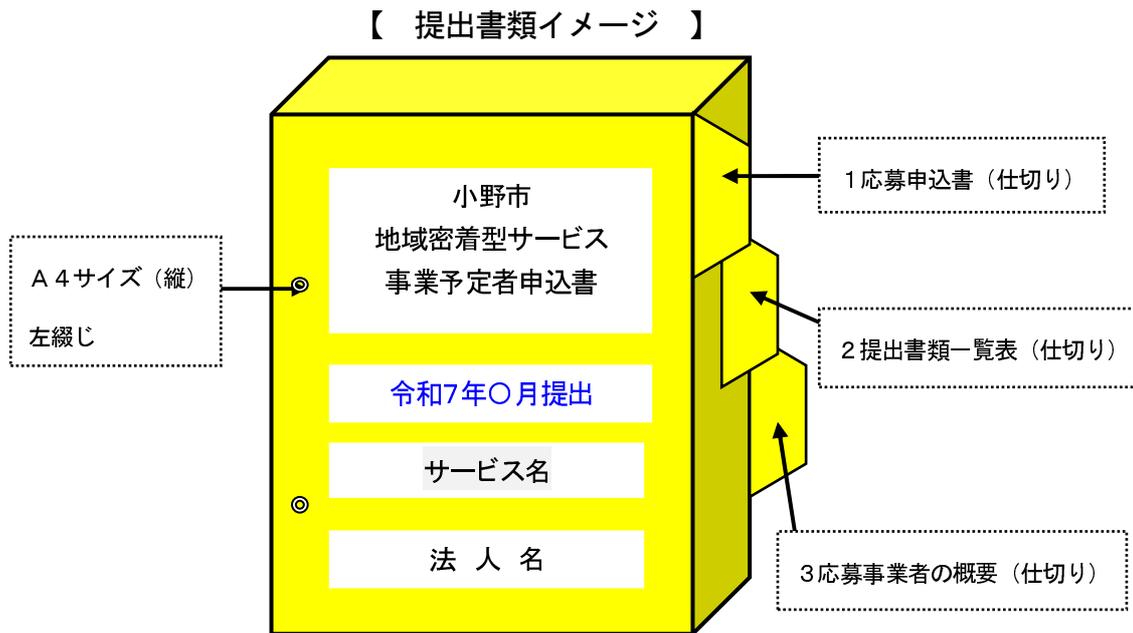
直接、受付場所へ持参し提出してください。郵送、メール等での申込みは不可とします。
なお、お手数ですが、書類提出の際は、事前に電話連絡をお願いします。
また、提出書類は理由を問わず返却いたしませんのでご了承ください。
持参による提出後、様式データをメールにて提供をお願いします。

(7) 応募書類の作成費用

応募書類の作成に係る一切の費用は、応募事業者の負担とします。

(8) 提出書類の体裁

提出書類は、次の要領で整理のうえ、フラットファイルに1部ずつ綴じて作成してください。



ア 書類のサイズ

A4 (縦方向) で作成することを原則とします。なお、図面等でやむを得ずA3等のサイズになる場合は、折りたたんだ上でファイルに綴じてください。

イ 書類の綴じ方等

左綴じを原則とします。

ウ 目次の作成

目次を応募書類の最初のページに作成し、ファイルに綴じてください。

エ インデックス

提出書類の番号 (1番から末番) の順に書類を並べるとともに、「1 応募申込書」、「2 提出書類一覧表」、「3 応募事業者の概要」以下、それぞれの最初のページの前にインデックスの付いた仕切り紙を作成し綴じてください。

オ 応募書類の作成

図面等以外の書面は、両面コピーで作成し、ファイルに綴じてください。

10 応募にあたっての留意事項

(1) 応募内容の具体性

応募にあたっては、具体的な内容を作成し提出してください。

例えば、事業の意思はあるが、土地確保の見通しがたたないなど、具体性のないものは、選定の対象となりませんのでご注意ください。

(2) 指定基準等の遵守

前記4の指定基準等に適した内容となっているか、十分に点検してください。

(3) 建設予定地に係る売買、賃貸等の確約

建設予定地に係る売買、賃貸等の確約については、本市から当該所有者等に対して直接確認する場合があります。

(4) 利害関係者、地域住民への説明等

土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結、又は同意書の取得等応募書類の作成に当たっては、事業予定者の選定に係る応募段階にあることを利害関係人に十分説明し、誤解を生じないように注意してください。

応募事業者と本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間で生じた問題、トラブル等は、応募事業者が責任をもって解決することとし、本市は一切関与しません。

本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、申込者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。

(5) 応募の辞退

応募後に辞退する場合は、速やかに書面により辞退届（様式は任意）を提出してください。

(6) 追加資料の要求

予定事業者の選考上、本市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。

(7) 申込受付期間経過後の取扱い等

申込受付期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しないほか、申込受付期間内に、申込書類が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う資料の補正や追加に応じられない場合には、申込を辞退したものとして処理します。

(8) 開発関係法令への対応

都市計画法、建築基準法及び条例等による開発制限等の適用を受ける場合、担当行政機関と事前に相談し、必要な手続きの確認と許認可の可能性について協議を行ってください。

(9) 選定後の計画変更

事業予定者として選定された後、承認を受けた事業計画に係る開設場所、定員に係る変更は原則認めません。その他、重大な（大幅な）計画変更が生じた場合は、変更理由の妥当性、公募の要件及び整備基準を確認した上で、再審査を行うこととなります。ただし、軽微な計画変更は除きます。

(10) 選定後の事業者指定

事業予定者と選考された場合、遅滞なく当該介護サービスの提供のための準備を開始するとともに、その体制が整った時点で、正式に本市に事業者指定申請を行ってまいります。

ただし、その際に当該介護サービスの指定基準（人員、設備、運営等）を満たさない場合は、指定ができないこととなります。

また、市の補助金制度を活用される場合は、本市担当者の指示に従うものとします。

(11) 施設整備の完了時期の遅延

市長がやむを得ないと判断した場合、施設整備の完了時期の延期を認めることがあります。

ただし、延期期間は令和9年3月末までとし、市による施設整備の完了検査を受けることを原則とします。

1.1 応募の無効

応募事業者が次の事項のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、選考の対象から除外するものとします。

- (1) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

- (2) 応募事業者の役員若しくは職員又はその関係者が、本市の職員に応募内容の採否に係る直接的又は間接的な働きかけを行った場合
- (3) 本要領に違反又は逸脱した場合

1.2 事業予定者の選考方法等

事業予定者の決定は、次の手順により、小野市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）による審査結果に基づいて市長が決定します。

(1) 応募された事業計画の調査等

応募された事業計画の内容について、事前調査を実施し調書等を作成します。

(2) 委員会による事業計画の審査

委員会による審査は2段階で行うものとし、一次審査では事業計画の書面による審査を、二次審査では応募者によるプレゼンテーションと協議会委員によるヒアリングを行い、事業計画の内容を評価し得点化します。

(3) 評価基準

	項 目	確認事項（具体例）
1	応募事業者の概要、財務等	介護保険事業等の実施状況、経営基盤の安定性等
2	施設整備地	立地状況、所有権、公共交通機関等
3	施設整備、設備	安全面への配慮、公共スペース等
4	地元同意	地元、地権者、隣接住民等への説明及び同意の状況
5	施設運営、基本理念等	運営理念、施設運営に関する考え方、利用者家族・地域との連携、安全対策と緊急時の対応、職員の処遇等

(4) 市長による決定

協議会の審査による評価結果に基づき、市介護行政への寄与、効果等を踏まえ、市長が最終的に予定事業者を決定します。

(5) 決定時期

審査終了後随時決定します。

(6) 選考結果の通知、決定内容の公表

選考結果は、すべての応募事業者に対して文書により通知します。

また、決定内容については、市ホームページに掲載し公表する予定です。

(7) 選考結果への審査請求

事業者選考の結果に対する審査請求には、一切応じません。

(8) 選定の取消し

次の事項のいずれかに該当し、事業予定者として不相当であると市長が判断した場合は、選定を取り消します。

ア 提出された書類に、重大な不備及び虚偽があった場合

イ 事業予定者及びその関係者が、市民から疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

ウ 事業開始予定時期に当該事業を開始できない場合

※ 市長がやむを得ないと判断した場合、施設整備の完了時期の延期を認めることがあります。ただし、市長が、令和9年3月末までに、施設整備工事が完了できないと認めた場合は、選定を取り消します。

13 応募及び選考日程（変更する場合があります。）

内 容	時 期
公募要領に関する質疑提出期間	公表から 5月9日（金）
応募受付期間	令和7年5月13日（火）から10月31日（金）まで
プレゼンテーション・ヒアリング	受付期間終了後、日程を通知します。
審査結果通知（事業予定者決定）	審査終了後随時

14 問い合わせ先

小野市 市民福祉部 高齢介護課 介護保険係
〒675-1380 兵庫県小野市中島町531番地
電 話：0794-63-1509
FAX：0794-64-2735
E-mail：kaigo@city.ono.hyogo.jp